

思川開発事業・湯西川ダム・ハッ場ダム住民訴訟最高裁決定に対する 抗議声明

2015年9月18日

- 1 最高裁判所第三小法廷（木内道祥裁判長）は、本年9月8日付けで、思川開発事業（南摩ダム）、湯西川ダム及びハッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟（栃木事件）に対する決定を下した。決定は、「上告を棄却する」、「上告審として受理しない」という不当極まりないものであった。上告人兼上告受理申立人らは、最高裁に向けて、これまでに140頁を超える理由書と、2通の理由補充書を提出し、控訴審である東京高裁の判決の誤りを明らかにしてきた。しかるに、最高裁判所第三小法廷は、形式的理由をわずか数行述べるだけで上記の決定を行った。これは、最高裁に課せられた使命、下級審の誤りを正す使命をかなぐり捨てる不当なものであって、嚴重に抗議する。
- 2 本事件の控訴審（東京高裁）判決は、①思川開発事業の利水負担金については、「利水参画に関する判断に重要な事実を誤認があることなどにより重要な事実の基礎を欠く場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、考慮すべき事情を考慮しないことなどにより、判断の内容が社会通念上著しく妥当性を欠く場合に限り判断が違法になる」という判断枠組みを設定した上で、本件では水事情が当初判断時とは変更していることや今後の見通し等に鑑みて、被控訴人が事業から撤退することも政策的には十分考えられるとしつつも、政策としての当否はともかく、裁量判断が違法とまでは言えないとして、控訴を棄却した。また、②3ダムの治水負担金については、県がダムから治水上の利益を受けるかという法定の要件を無視して、「被控訴人は、国から負担金の納付通知を受けた場合、同通知が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合でない限り、これを拒むことは許されない」という判断枠組みを設定した上で、本件では上記瑕疵が存しないから本件支出命令が違法とは言えないとして、控訴を棄却した。
- 3 控訴審判決は、①利水負担金については、判例を援用した判断枠組みを設定しながら、当該判断枠組みに沿って事実認定をせず、判例違反であり、②治水負担金については、国と地方自治体との関係を上命下服、上意下達の関係と扱う時代錯誤の認識を前提としており、憲法（92条、94条）が保障する「地方自治の本旨」を否定する誤った判決であった。

この度の最高裁の決定は、上告人兼上告受理申立人らの主張をまともに受け止めようとせず、控訴審判決の上記判断に対する判断を回避するものであり、行政が進める公共事業予算の無駄遣いをチェックするという司法の役割を放棄しており不当である。

4 折しも、今回の台風18号で鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生したことは、河川改修予算を減らす一方で大規模ダム建設に治水予算の大半を投入するダム優先の河川行政の誤りを露呈させるものになった。鬼怒川上流には大規模ダムが4基もあり、そのうちの湯西川ダムは本件訴訟で対象としていたダムで、2012年に完成したばかりである。これら4ダムの洪水調節容量の合計は八ッ場ダムの2倍もあり、今回の洪水では湯西川ダムを除き計画どおりの洪水調節が行われたにもかかわらず、鬼怒川下流での堤防決壊を防げなかった。洪水時の雨の降り方は様々である。想定どおりに上流域にのみ雨量が多ければ上流にあるダムの効果は大きいですが、中下流域での雨量も想定外に多ければ、ダムがあっても中下流域は氾濫の危険にさらされる。今回の鬼怒川の堤防決壊は、ダム優先の治水対策がいかにかんがみず実効性に乏しいものであるかを示すものであった。

流域住民の生命・財産を守る治水対策は、河川が氾濫するということを前提として、被害を最小限にするために、堤防の強化、遊水地の整備、氾濫しやすい土地の開発規制など、流域全体で総合的な対策を講じるものでなければならない。しかし、国土交通省の河川行政は大規模ダム建設を優先し、堤防の強化等の対策を怠ってきた。

本訴訟はそのような誤った河川行政に警鐘を鳴らすものであったが、今回の最高裁決定は、司法の役割を放棄して行政判断を追認し、誤った河川行政をあるべき河川行政に転換させる絶好の機会を失わせた。

5 ダム問題は治水面だけではない。今後、縮小社会に入り、水余りが一層進行して利水面での不要性がますます顕著になっていくこと、かけがえのない自然が失われること、事業予定地に地滑りの危険があることなどの問題があり、それらも含めて3ダムの不要性・不当性を訴えたが、最高裁はそれらのことに関しても判断を回避した。

6 国と地方の関係に関する重要な憲法問題を含むにもかかわらず、最高裁が理解を示さなかったことは非常に残念であり、司法のあり方の根幹が問われる重大な結果である。私たちは、住民の生命・財産を守る真の治水政策への転換及び利水事業の徹底的な検証を求め、闘い続けることを表明する。今後とも利根川流域都県の住民訴訟の弁護団及び上告人らと手を携え、3ダムの不要性・不当性を訴えて活動していくことを表明する。今後とも皆様のご支援をお願いしたい。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

ムダなダムをストップさせる栃木の会弁護団

連絡先 電話 028-622-0358 (高橋信正法律事務所)